

デイリハ煌 ツルカワ

指定地域密着型通所介護・指定通所介護相当サービス事業の運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ミストラルサービスが開設するデイリハ煌 ツルカワ（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護・指定通所介護相当サービス事業（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「指定地域密着型通所介護等従事者」という。）が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定地域密着型通所介護等従事者は、要介護・要支援状態の心身の特徴を踏まえて、要介護者・要支援者・事業対象者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに要介護者・要支援者・事業対象者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイリハ煌 ツルカワ
- 2 所在地 住所 町田市大蔵町 5002-2 鶴川メディカルモール 201

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

一単位目

- 1 管理者 1名 <常勤兼務 指定地域密着型通所介護,指定通所介護相当サービスを兼務する>
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 指定地域密着型通所介護等従事者
生活相談員 2名<常勤兼務 2名うち管理者と兼務 1名 介護職員と兼務 1名>
介護職員 2名 <常勤兼務 1名 非常勤兼務 1名>
機能訓練指導員 1名<非常勤兼務 1名>

二単位目

- 1 管理者 1名 <常勤兼務 指定地域密着型通所介護,指定通所介護相当サービスを兼務する>
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 指定地域密着型通所介護等従事者
生活相談員 2名<常勤兼務 2名うち管理者と兼務 1名 介護職員と兼務 1名>
介護職員 2名 <常勤兼務 1名 非常勤兼務 1名>
機能訓練指導員 1名<非常勤兼務 1名>

指定地域密着型通所介護等従事者は、事業の業務にあたる。

生活相談員は、事業の利用申込にかかる調整、指定地域密着型通所介護・指定通所介護相当サービス事業計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、機能訓練指導員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日、サービス提供日 月曜日から土曜日（祝日も含む）
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後17時30分
- 3 サービス提供時間 一単位目 午前9時30分から午後12時40分（3時間10分）
二単位目 午後13時30分から午後16時40分（3時間10分）

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 一単位目 定員 10人 （指定地域密着型通所介護と指定通所介護相当サービス事業あわせて）
二単位目 定員 10人 （指定地域密着型通所介護と指定通所介護相当サービス事業あわせて）

(指定地域密着型通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は総合事業によるサービス計画(以下「居宅サービス計画等」という)に基づいてサービスをおこなうものとする。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護。
- 2 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。レクリエーション、行事的活動、体操等。
- 3 機能訓練に関すること
ご利用者様の状態に合わせた機能訓練を実施します。
- 4 健康管理に関すること
バイタル測定等、ご利用者様の健康状態の観察を行います。
- 5 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護・指定通所介護相当サービス事業従事者が添乗し必要な介護を行う。送迎、移動、移乗動作の介助。
- 6 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センターとの連携等)

第8条 指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる地域包括支援センターや指定居

宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条

- 1 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった地域密着型通所介護計画等を作成する。
- 2 地域密着型通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 指定地域密着型通所介護等従事者は、事業を提供した際には、その提供日・内容、当該指定地域密着型通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第115条の第45の3第3項規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(事業の利用料等及び支払いの方法)

第11条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額、又は市長が定めた額の支払いを受けるものとする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、実施地域を越えた分については、片道1kmにつき、100円を徴収する。
- 3 通常の営業日及び営業時間帯を越えて事業を提供する場合の利用料、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 5 事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料を納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、町田市(鶴川、真光寺、能ヶ谷、大蔵町、金井、金井町、三輪町、野津田町、三輪緑山、玉川学園、東玉川学園、薬師台、広袴)とする。ただし、指定第1号通所事業につ

いては必要に応じ、横浜市青葉区(奈良町、緑山、すみよし台)川崎市麻生区(片平、上麻生、下麻生、岡上、栗木、王禅寺西、王禅寺東)も含む地域とする。

(重要事項説明書の作成)

第 1 3 条 事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に重要事項説明書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 1 4 条

- 1 指定地域密着型通所介護等従事者等は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時における対応方法)

第 1 5 条

- 1 指定地域密着型通所介護等従業者は、事業を実施中に事故が発生した場合は、相模原市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残すものとする。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなわなければならない。

(非常災害対策)

第 1 6 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 1 回
避難訓練	年 1 回
通報訓練	年 1 回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 1 7 条

- 1 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 8 条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第 19 条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとし、苦情内容の記録を残す。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 21 条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 2 か月以内

二 継続研修 年 2 回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ミストラルサービスとデイリハ煌 ツルカワの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。